



平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社カネカ
代 表 者 代表取締役社長 角倉 護
(コード番号 4118 東証、名証各第 1 部)
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 部 長 石 田 修
(T E L 03-5574-8090)

韓国及び米国企業を相手方とする、ポリイミドフィルム製品に係わる米国特許侵害訴訟の 判決に関するお知らせ

当社は、韓国の SKC Kolon PI, Inc.、及び、米国の SKPI 製品の販売会社であった SKC, Inc.を相手方とし、当社が所有するポリイミドフィルムに関する米国特許第 5,075,064 号（以下、「'064 特許」）及び同第 7,691,961 号（以下、「'961 特許」）に基づく特許侵害訴訟を米国カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所（以下、「連邦地裁」）において争っておりましたが、連邦地裁は、陪審評決（2015 年 11 月 24 日公表）とその後の書面審理を経て、被告らの侵害および当社特許の有効性を認めるとともに、SKC Kolon PI, Inc.が当社に支払うべき損害賠償額を総額で約 13,488 千米ドルと裁定する判決を 2017 年 5 月 24 日（米国太平洋標準時間）に下しましたのでお知らせいたします。

記

I. 訴訟の相手方

- ・ SKC Kolon PI, Inc.（所在地）韓国（以下「SKPI」）
- ・ SKC, Inc.（所在地）米国ジョージア州（以下「SKC」）

II. 判決の概要（抜粋）

1. 特許の有効性

- ・ '064 特許のクレーム 1 は有効である。
- ・ '961 特許のクレーム 2, 3, 5, 9, 10 及び 12 は有効である。

2. 各製品の侵害状況

(i) 以下の SKPI 製ポリイミドフィルムは、'064 特許のクレーム 1 を侵害していた。

- ・ GL70 25 μm
- ・ IF70 10 μm
- ・ IF70 12.5 μm

- ・ IF70 25 μm
- ・ IF70 50 μm
- ・ IF70 75 μm
- ・ IN30 50 μm [別名 LH 50 μm]
- ・ IN30 75 μm [別名 LH 75 μm]
- ・ IN70 19 μm [別名 LV70 19 μm; LV 19 μm; LV75 25 μm]
- ・ IN70 25 μm [別名 LV70 25 μm; LV 25 μm; LV100 25 μm]
- ・ IN70 50 μm [別名 LV70 50 μm; LV 50 μm; LV200 50 μm]
- ・ IN70 75 μm [別名 LV70 75 μm; LV 75 μm; LV300 75 μm]
- ・ LH 50 μm [別名 IN30 50 μm]
- ・ LH 75 μm [別名 IN30 75 μm]
- ・ LH 12.5 μm (注：陪審評決によると、正しくは LN 12.5 μm と考えられます。)
- ・ LN 25 μm
- ・ LN 50 μm
- ・ LN70 12.5 μm
- ・ LN70 25 μm
- ・ LS 12.5 μm
- ・ LS 25 μm
- ・ LS 50 μm
- ・ LV 25 μm [別名 LV70 25 μm; LV100 25 μm; IN70 25 μm]
- ・ LV 50 μm [別名 LV70 50 μm; LV200 50 μm; IN70 50 μm]
- ・ LV 75 μm [別名 LV70 75 μm; LV300 75 μm; IN70 75 μm]
- ・ LV70 25 μm [別名 LV 25 μm; LV100 25 μm; IN70 25 μm]
- ・ LV70 50 μm [別名 LV 50 μm; LV200 50 μm; IN70 50 μm]

(ii) 以下の SKPI 製ポリイミドフィルムは、'961 特許を侵害している。

- ・ LN050 12.5 μm
- ・ LN100 25 μm
- ・ IF70 12.5 μm
- ・ IF70 25 μm
- ・ IF70 50 μm
- ・ IF70 75 μm
- ・ LV100 25 μm [別名 LV70 25 μm; LV 25 μm; IN70 25 μm]
- ・ LV200 50 μm [別名 LV70 50 μm; LV 50 μm; IN70 50 μm]
- ・ LV300 75 μm [別名 LV70 75 μm; LV 75 μm; IN70 75 μm]

3. SKPI による間接侵害

(i) '064 特許

- ・ SKPI は、'064 特許を侵害した 2(i)に記載の製品の販売により、SKC, Samsung 及び／又は LG を侵害に誘導し、'064 特許を間接的に侵害した。

(ii)'961 特許

- ・ SKPI は、'961 特許を侵害する 2(ii)に記載の製品の販売により、SKC, Samsung 及び／又は LG を侵害に誘導し、'961 特許を間接的に侵害した。

4. SKCによる直接侵害

(i) SKCは、以下のSKPI製ポリイミドフィルムを合衆国内で販売することにより、直接的に'064特許を侵害した。

- ・IF70 12.5 μm
- ・IF70 25 μm
- ・IN30 75 μm [別名 LH 75]
- ・IN70 19 μm [別名 LV70 19 μm; LV 19 μm; LV75 19 μm]
- ・IN70 25 μm [別名 LV70 25 μm; LV 25 μm; LV100 25 μm]
- ・IN70 50 μm [別名 LV70 50 μm; LV 50 μm; LV200 50 μm]

(ii) SKCは、以下のSKPI製ポリイミドフィルムを合衆国内で販売することにより、直接的に'961特許を侵害した。

- ・LV100 25 μm

5. 損害賠償

- ・当社がSKPIから受け取るべき、'064特許侵害に起因する逸失利益相当分の損害賠償金を、\$5,920,389.50と裁定する。
- ・当社が、SKPIから受け取るべき、'961特許侵害に起因する逸失利益相当分の損害賠償金を、\$7,568,375.56と裁定する。
- ・当社が、SKCから受け取る損害賠償金は、\$0と裁定する。

6. 追加の損害賠償金計算のための会計情報

- ・当社は追加損害賠償金(5の損害賠償に含まれない侵害による損害額)の立証のために、会計監査を行う権利を有する。'961特許侵害が認定されたSKPI製品の2015年7月1日から2015年11月19日までの期間の販売に関する会計監査を行うことができ、また、2015年11月19日から判決までの期間については、'961特許を侵害するいかなる製品の販売についても会計監査を行うことができる。但し、この権利は全ての審理後申立が最終決着に至るまでは停止する。

上記の判決に加え、当社は、'961特許の侵害が認定された製品単独のみならず、他の製品と組み合わせられた'961特許侵害品、及び、侵害された'961特許との関係において侵害品と殆ど区別がつかない他の全ての製品を視野に、SKPIによる米国内での侵害品の販売の申し出および販売、並びに米国への輸入を禁止するよう裁判所に求める所存であります。

なお、SKPIは、同じ裁判所に新たな訴訟を提起して、同社が上記裁判における陪審評決後に2種類の新しいポリイミドフィルムを商品化したと主張しています。更に、それら新しい種類のフィルムは'961特許の技術的範囲に属さない旨を主張しています。これに対して、当社は、第三者機関による測定によれば、SKPIが言う新しい種類のフィルムは依然として'961特許を侵害する上に、当社の保有する米国特許第6,264,866号および9,441,082号を侵害するとの反訴請求を行っております。

以上